

「夢ランドしらさぎ」及び「ふれあいプラザ」に関する サウンディング型市場調査実施要領

令和6年12月26日
(島根県安来市健康福祉部福祉課)

1 調査の目的

温泉・プール・宿泊・食事・宴会が可能な「夢ランドしらさぎ」と、温泉・会議室・調理室を備えた「ふれあいプラザ」は、同じ敷地内に隣接しており、現在も多くの方々にご利用いただいておりますが、建設から20年以上が経過し、建物や設備の老朽化、特に温泉に係る設備の老朽化が著しく、同一の敷地内で温泉（設備）を2つ運営することの是非も問われています。

また、指定管理者制度により運営しておりますが、こうした集客施設の自治体での取扱いも多様化している中で、設立当初の目的や役割にとらわれない持続可能な運営方法や新たな利活用方法もあるのではと考えております。

そこで、夢ランドしらさぎとふれあいプラザを通じて、収益性のある活動を行うにはどういった事業展開を考えられるか？施設をどう使われるか？など、民間事業者の皆さまから広くアイデアを求めるものです。

2 対象用地・施設の概要（詳細は、別添「施設概要」を参照）

	施設名称	所在地 (座標)	主な施設内容
1	健康増進施設 「夢ランドしらさぎ」	島根県安来市古川町 835 番地 35.375520956936214, 133.19677879761264	温泉・プール・宿泊・食事・ 宴会
2	介護予防拠点施設 「ふれあいプラザ」	島根県安来市古川町 848 番地 35.37484298200959, 133.19705238291408	温泉・会議室・調理室

3 サウンディングの内容

(1) 期待する提案の内容

この施設が持つ魅力やメリット、デメリットとは？収益性を持たせるにはどうしたらよいか？必要な機能や不要な機能は？どのような事業展開が考えられるか？など、施設設置時の目的にとらわれない、様々な活用の可能性について自由な提案を求めるとします。

(2) サウンディングの内容

【別紙3】申込書兼ヒアリングシートに記載の項目についてご意見、ご提案をお寄せください。

また、対話の際には、このシートに沿って行いますが、一部お答えいただけない項目や

内容があっても構いません。

(3) サウンディングの対象者

次の者をサウンディング対象者とします（以下「参加事業者」という。）。

- ①対象施設の利活用による事業の実施主体となる意向を有する法人、個人事業主及びそれぞれのグループ
- ②対象施設の利活用による事業の実施に関心を有する法人、個人事業主及びそれぞれのグループ
- ③本調査に協力する意思を有する法人、個人事業主及びそれぞれのグループ

※ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ・ 参加申込書提出時点で、本市の指名停止措置を受けている者
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号に規定する団体又は団体に属する者
- ・ 法人税、法人市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ・ 社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の未加入、もしくはこれらに係る保険料を滞納している者
- ・ 宗教活動、政治活動を主たる目的とする法人等

4 スケジュール(状況に応じて変更する場合があります)

実施要領の公表	令和 6 年 12 月 26 日（木） ※安来市ホームページからダウンロードできます。
現地見学会	令和 7 年 1 月 31 日（金）まで随時受付
質問書の受付期間	令和 6 年 12 月 26 日（木）～令和 7 年 1 月 31 日（金）
質問書の回答公表予定日	令和 7 年 2 月 7 日（金） ※安来市ホームページにて公表予定
サウンディング参加申込	令和 7 年 2 月 28 日（金）17 時まで
サウンディングの実施	事業者の希望等により随時調整
実施結果概要の公表	令和 7 年 3 月以降

5 サウンディングの手続き

(1) 現地見学会の開催

見学を希望される場合は、電子メールにてお申し込みください。

提出書類	【別紙1】現地見学会申込書 (PDF)
提出先	fukushi@city.yasugi.shimane.jp (島根県安来市健康福祉部福祉課)
受付期間	令和6年12月26日(木)～令和7年1月31日(金)17時【必着】
見学会開催期間	令和7年1月6日(月)～令和7年1月31日(金)随時 ※後日、実施日時等を電子メールにてご連絡します。 希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(2) サウンディングに関する質問

サウンディングに関する質問をされる場合は、電子メールにてお問い合わせください。

提出書類	【別紙2】質問書 (PDF)
提出先	fukushi@city.yasugi.shimane.jp (島根県安来市健康福祉部福祉課)
受付期間	令和6年12月26日(木)～令和7年1月31日(金)17時【必着】
質問への回答	安来市ホームページにて回答 (質問者の情報は非公開とします。) 質問内容によってはお答えできない場合があります。 【公表予定日：令和7年2月7日(金)】

(3) 参加申し込み

サウンディングへの参加を希望する場合は、電子メールにてお申し込みください。

提出書類	【別紙3】申込書兼ヒアリングシート (PDF)
提出先	fukushi@city.yasugi.shimane.jp (島根県安来市健康福祉部福祉課)
受付期間	令和6年12月26日(木)～令和7年2月28日(金)17時【必着】

(4) サウンディングの実施

参加事業者のご担当者に向けて、実施日時及び場所を電子メールにてご連絡します。
希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

実施期間	令和7年1月～3月の期間中随時調整します。(1時間程度)
実施方法	オンライン (ZOOM) または対面 (安来市健康福祉センター)
その他	・サウンディングは参加事業者ごとに個別で実施します (非公開)。 ・当日の日程等詳細については、個別に調整の上、決定します。 ・サウンディング時に使用する機器等があれば、お知らせください。 ・サウンディング申込み後に辞退される場合は、ご連絡ください。

(5) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

6 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

①対象施設の活用事業の実施に向けた事業者の公募等を行う場合、本調査の参加実績を評価の対象とすることがあります。

(例：本調査への参加実績や提案内容に関する評価項目により加点を行うなど)

②本調査での提案内容が事業者公募等に一定程度反映されることがあります。

(2) 費用負担

本調査への参加に要する費用（書類作成、現地見学、対話への参加費用等）は、参加事業者の負担とします。ご了承ください。

(3) 追加対話への協力

本調査終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

(4) 対話実施における安来市の体制

健康福祉部福祉課及び関係課

(5) その他

①サウンディングで提出された書類等については、著作権は作成した事業者に帰属しますが、返却はいたしません。

②対話にあたって知り得た情報を、許可なく第三者に伝えることを禁止します。

③各種図面等の閲覧を希望する場合は、実施要領の交付期間内に限り安来市健康福祉センターの健康福祉部福祉課で閲覧が可能です。必ず事前にご連絡をいただき、時間等予約したうえで来所してください。

7 問い合わせ先

島根県安来市健康福祉部福祉課 担当：石倉 佐々木 石原陽

所在地：〒692-0404 安来市広瀬町広瀬1930番地1（安来市健康福祉センター）

電子メール：fukushi@city.yasugi.shimane.jp

電話：0854-23-3224

ファックス：0854-32-9008